

# 網走市の学校給食における食物アレルギー対応基準

平成 23 年 2 月 28 日 決定

令和 5 年 12 月 26 日 全部改正

## 1 趣 旨

この基準は、学校給食の目標達成のため、食物アレルギーを有する児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）に対し、可能な限り安全で安心した学校給食を提供できるよう配慮することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## 2 食物アレルギー対応の実施

対象児童生徒が在籍する学校は、食物アレルギーの対応にあたり、自校において提供する学校給食の給食調理施設と日常的に綿密な連絡をとり、連携を深めるよう努めなければならない。

## 3 アレルギー対応食の提供対象者

学校給食におけるアレルギー対応食の対象となる児童生徒は、あらかじめ医師の診察又は検査により食物アレルギーがあるとの診断があり、その原因食品が特定され、家庭においても原因食品の除去を行うなどの食事療法を行っている児童生徒とする。

## 4 食物アレルギー対応の申請

対象児童生徒の保護者は、学校において食物アレルギー対応を希望する場合には、学校が対象児童生徒に関する正確な情報を把握することができるよう、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）をあらかじめ学校へ提出しなければならない。ただし、管理指導表の作成に必要となる医療機関の受診等にかかる経費は、保護者負担とする。

なお、学校は食物アレルギー対応実施のため、必要に応じて対象児童生徒が受診している医療機関の検査結果等の提示を、保護者に対して求めることができる。

## 5 対応方法

学校は、対象児童生徒の食物アレルギー対応を、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1）給食の調理過程においては、対応可能な範囲で除去食を提供するが、給食の安全な提供が困難と判断される場合には、対象児童生徒の保護者と協議のうえ、保護者による弁当対応を考慮する。

なお、給食の安全な提供が困難と判断される事例とは、以下に掲げる事例等をいう。

（例）・原因食品が多い場合

- ・アナフィラキシー等症状が重い場合
- ・調味料、だし、添加物の除去が必要な場合
- ・食器や調理器具の共用ができない場合

- （2）個包装商品については、代わりとなる商品がある場合には、可能な限り提供する。

(3) 対象児童生徒が在籍する学校は、あらかじめ保護者より提出された管理指導表をもとに実情を考慮したうえで、学校給食を提供しなければならない。

## 6 アレルギー対応食対応の決定

学校は、保護者からの申請を受け、管理指導表に記載の情報をもとに、対象児童生徒の実情を考慮したうえで、除去食の提供などが可能であるかどうかを検討し、その結果を保護者へ伝えるものとする。

## 7 食物アレルギー対応の継続・解除

学校給食における対象児童生徒への食物アレルギー対応期間は、1年度内とする。

ただし、翌年度においても対応を継続する場合であっても、保護者は対象児童生徒について年1回医療機関を受診し、医師の指示を受けた結果について学校あてに通知するものとする。

また、年度途中で対応内容に変更があった場合は、保護者はその都度学校あてに管理指導表を提出するものとする。なお、対象児童生徒の食物アレルギーが改善され、学校給食における対応を解除する場合には、保護者は学校へその旨を申し出るものとする。

## 8 その他

### (1) 個人情報の取り扱い

対象児童生徒のアレルギー対応に係る個人情報の取り扱いには、十分留意する。

### (2) コンタミネーションについて

学校は、対象児童生徒の保護者に対し、あらかじめ学校給食ではコンタミネーション（調理過程で、機械や器具等から発生する微量混入）の可能性があることについて説明を行い、理解を得ること。

## 附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。ただし、平成23年9月30日までは経過措置として、従前の対応を認めるものとする。

## 附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。